平成２３年（フ）第７４７５号
大阪市東淀川区豊新５丁目13番12号
債務者　田村　　治
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８２号
大阪市住之江区浜口東３丁目12番15号、前住所大阪市住吉区上住吉２丁目14番17号
債務者　増井　　猛
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　暢春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４０号
大阪市西区北堀江２丁目８番16―701号
債務者　鬼頭　伸和
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４７号
三重県名張市つつじが丘南４番町97、住民票上の住所大阪市生野区勝山北４丁目１番19号
債務者　平山　貞子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮里　華子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２１号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　八尋　孝之
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７９号
長崎県長崎市伊良林１丁目２番31号
債務者　月見　晃三
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
福島県会津若松市神指町東城戸287番地、前住所福島県会津若松市大町２丁目４番24号
債務者　齋藤妃登美（旧姓弥久保）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
福島県喜多方市岩月町入田付字志賀山6671番地
債務者　佐藤　　功
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
埼玉県秩父郡小鹿野町伊豆沢256番地24
債務者　小林　春夫
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
新潟県長岡市高畑町209番地５
債務者　杵渕久美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
新潟県魚沼市井口新田790番地６
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
新潟県柏崎市北園町11番24―102号　北園ハイツ、前住所新潟県柏崎市春日２丁目２番25号
債務者　貝瀬　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市浦田2550番地10
債務者　竹内　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
岡山県倉敷市浦田2550番地10
債務者　竹内千津子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市東富井741番地１
債務者　河原　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７８６号
札幌市東区北21条東18丁目４番26　サンアベニュー北21条108号室、住民票上の住所札幌市手稲区前田９条12丁目２番25号
債務者　岡　　仲子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３０号
札幌市中央区南９条西４丁目５番10―202号
債務者　福岡　泰宏
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部